

# 令和元年度10月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和元年 10月21日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則			8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 6名

2 佐々木昭三	5 小笠原博文	7 和田 保人	10 小笠原三津夫
11 服部 文明	14 野田 敏博		

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第5号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第6号 国土調査法における地目認定について

②農地法関連

- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 人農地プランの実質化へ向けた取組について
- (2) 新規就農者等サポートチームの活動日程について

(3) 事務連絡

(4) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>これより第7回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ)</p> <p>議事録署名委員さんの指名ですが、5番の日野委員さん、飛びまして8番の玄羽委員さんをお願い致します。欠席は6番宮本委員さん、7番末田委員さんでございます。</p> <p>それでは議題の方に入ります。農地法関係、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼致します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は6件です。</p> <p>申請番号 013-9、先月に保留になった案件でございます。農地の所在は下亀谷××、登記地目田、面積 555 m<sup>2</sup>、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は○○○ ○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号 013-12、農地の所在は伏谷××、登記地目田、面積 2181のうち 680 m<sup>2</sup>、3条の無償の使用貸借です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲ ▲です。</p> <p>続きまして申請番号 013-13、農地の所在は山田××、登記地目田、面積 1143 m<sup>2</sup>、同じく山田××、登記地目田、1514 m<sup>2</sup>、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■ ■ ■ ■です。</p> <p>申請番号 013-14、農地の所在は三日市××、登記地目畑、面積 138 m<sup>2</sup>、同じく三日市××、登記地目畑、69 m<sup>2</sup>、同じく三日市××、登記地目畑、面積は 135 m<sup>2</sup>、同じく三日市××、登記地目畑、76 m<sup>2</sup>、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。先月かけました空き家付きの農地の関係のものでございます。</p> <p>続きまして 013-15、農地の所在は中野××、登記地目田、面積 300 m<sup>2</sup>、同じく中野××、登記地目田、面積 1537 m<sup>2</sup>、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。</p> <p>続きまして申請番号 013-16、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積 347 m<sup>2</sup>、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は◎◎◎◎、譲受人は●●●●。</p> <p>続きまして申請番号 013-17、農地の所在は井原××、登記地目畑、面積 82 m<sup>2</sup>、同じく井原××、登記地目畑、面積 128 m<sup>2</sup>、同じく井原××、登記地目畑、面積 128 m<sup>2</sup>、同じく井原××、登記地目畑、面積 33 m<sup>2</sup>、譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★。これも先月ありました空き家付き、空き家附属農地の案件でございます。以上6件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは私からですが、9番と16番が同じ場所ではないですが譲受人譲渡人が、譲受人ですかが一緒になりますので一緒にやりたいと思います。</p> <p>～ 議長交代 ～</p>

代理	<p>それでは、先程会長の方から地域とか身上、譲受人等の同位というようなことから 013-9 番と 013-16 番について説明をよろしくお願ひします。</p>
1 番	<p>はい、9 番の案件ですが、これは先月保留にした案件でございます。住所が同じではないかというようなことを言われましていろいろ調べました結果、登記簿上の住所が両家とも××番地でございますので、これはもう動かしようがないということで、ご了解をいただきたい。9 番についてはそういうことでございます。それから 16 番の件ですが、図面にも出ておりますが旧リンゴ園の中の一角の畑でございます。この間出ました案件の隣くらいになると思ひますが、いずれも●●●さんが受け入れるということでございました。いろいろ、栗を植えたり造成されておりますが、まあ今からどういうことにするかというのは本人次第だろうという風に思っております。以上でございます、どうかよろしくお願ひ致します。</p>
代理	<p>はい、ありがとうございます。今日は日野さんは欠席ですかね、調査の方は一緒に。</p>
1 番	<p>はい。</p>
代理	<p>はい、ありがとうございます。そうしましたらまず 013-9 の番号の案件について、先月の保留の案件ではございますが質問ご意見等ございましたらお願ひを致します。いかがでございませうか。ありませんでしょうか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>そうしましたら意見もないようでございますので、採決の方に入りたいと思ひます。013-9 について賛成でしたら挙手の方をひとつよろしくお願ひします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、全員賛成ということで許可相当と認めることに致します。ありがとうございます。</p>
	<p>続きまして 013-16 について何かご意見、ご質問等ございませうでしょうか。</p>
	<p>これ事務局の方なんですけど、先月のこの案件の面積について加算、ちょっと面積が先月と違っておるんですけど。</p>
事務局	<p>システム上一応加算がかかっている状態で、なっております。</p>
代理	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>そうしましたらないようですので採決の方に入りたいと思ひます。013-16 の案件につきまして、賛成のようでしたら挙手の方よろしくお願ひします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、全員賛成ということで許可相当と認めることに致します。ありがとうございます。</p>
	<p>～ 議長交代 ～</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは 013-12 に入ります。椿委員さん、よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>それでは申請番号 013-12、△△△△さんと▲▲▲▲さん、農地の使用貸借の貸借権の設定について説明させていただきます。申請場所は瑞穂地域高原地区の上</p>

	<p>伏谷集落にあります。上伏谷と下伏谷集落を結ぶ町道の中程でございます。地図をもって確認してみてください。△△さんと▲▲さんは親子です。親である△△さんは夫婦で、長男の夫婦も伴いながら農業をされております。▲▲さんは呉市で会社勤めをされております。以前から△△さんにソーラーの発電設備を薦められていたんですがこの度▲▲さんが中心になって営農型太陽光発電施設を設置されることになり決定されましたので今回の使用貸借権の設定の申請となりました。ということで、またこれは次の5条の、015-9の基礎部分の一時申請の、一時転用の申請にも繋がっておりますが、以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。事務局、補足説明を。
事務局	はい、失礼致します。今回3条の申請の方ですが、ソーラーパネル、それからその部分、鉄骨部分の上空の使用ということで3条の申請の方必要となっております。こちらの方は国、県の方の、まあ県の方に確認をしてこれが必要ということで提出をいただいておりますのでございます。
議長	はい、ありがとうございます。これは一種農地でしたね。
事務局	はい、一種農地の扱いをしております。
議長	一種農地で太陽光発電は原則禁止な訳ですが、空中にパネルを設置して、下は野菜なり他の農業をするという格好なら問題ない。それで5条で出とるのは柱の設置部分が転用を受けてます。それで空中の使用権は3条で出ています。そういうことで私もおかしい、普通なら5条申請で一発でなんで出来んのかなと思ったんですが、どうも空中の使用権というのが3条であると、これを一緒に許可をもらわんと駄目ですよということを事務局から聞きました。というような経緯がございしますが、みなさんがた質問ありましたらお願い致します。
3番	これ営農型発電というのはハウスの中みたいな。どういう風な。
議長	実際どういうものかは分かっておりませんが、なんか聞いておられますか。
11番	パネルを合わせて支柱を立ててやる。281面積をね、6つくらいかいね、均等に割り当てて。
事務局	エリア的には6カ所程度ありまして、そこの中でパネルを設置しておいて、ハウスというよりは本当に、通常の太陽光がちょっと広い間隔、ようするに光の関係で下に落ちる部分と、あとはやっぱり背丈を上げておいてトラクター等耕作が出来る、2m以上を確保できるような状態にして支柱を立てる、という風に聞いております。
議長	実際は何か、作物を決められていますか。
11番	なんかね、作物に関しても農協の営農部の指導などを受けて、ミョウガをするんだとおっしゃってました。
3番	これはだけえ営農型施設ってことで売電はしてないということでしょう。
議長	売電はするでしょう。売電をしながらミョウガを作る、下で。
9番	ミョウガの栽培というのは、息子さんがされる。
11番	息子さんも手伝うんですけど、中心はお父さんがなれると思います。栽培する人と設置する人かいね、別々であってもええと。それでその間にもしそれが出来んようになった場合は、息子さんの方がそれを撤去する費用は出しますという

9 番 11 番 9 番 事務局	<p>ような約束かいな、確約、あがあなもんが出来た合意が、申請が出来とるはずで す。</p> <p>息子さんが営農されるということになると、今の下限面積とかなんかに。 これ譲渡じゃないんでいいんじゃないかと思います。</p> <p>所有権でないけえその分はいいかなとは思ったんですが。</p> <p>今の契約というのは、下の農地の部分についての使用はそのまま▲▲▲▲さん がされます。で、その上の部分、農地の上に太陽光をやりますので、その部分だ け息子さん名義で、農地を借りるといよりは農地の上の上空のところを借りま すよ、いう地上権といいますか空中権といいますか、そういったことで借りると いうことの申請が今回の3条になります。ですので営農も▲▲▲▲さんがされま すので大丈夫だということで、そのままということでございます。ですので加減 面積は関係ないということになってます。</p>
議長	<p>その他ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、ないようですので採決に入ります。013-12 番の案件に関しまして、賛成 する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして 13 番に入ります。沖田委員さん、お願い致します。</p>
9 番	<p>013-13 の案件についてご説明致します。3 条の有償移転についてですが、これ は先日 10 月 19 日に推進委員の和田保人さんと一緒に聞き取りならびに現地確認 を行いました。場所は地図で言うと、見ていただきまして、この地図で出羽公民 館、いきいきセンターがありますが、その前にエネオスのガソリンスタンド、JA の方でやられとりますが、そこから入ったところにあります。それで譲渡人の□ □さんですが、もうこちらに家屋もありませんで農地だけが現在残っておりまし て、それでこの仲介役を※※※※の方でやられまして、※※さんの方から農地を どなたか管理される方がおられたら譲っていただけないかということで三日市 の■ ■さんが引き受けられることになりました。■ ■さんは別にここに書いてあ りますけど、4 反ばかり営農もされとりますんでこの農地を引き受けられても機 械等もありますし、大丈夫じゃないかと思います。チェックシートにも照らし合 わせましたが問題はないと思います。それからこの経営面積のところに貸付と ありますが、この貸付農地は出羽に合同会社、LLC がありますがそちらの方に貸 付けておられまして、その LLC の組合員の中に■ ■さんもおられますので、 この件は貸付けでありまして問題はないと思います。どうぞよろしくお願いま す。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>はい、ございませんでしょうか。ないようですので採決に入ります。13 番の件 で賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

9 番	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして 14 番に入ります。沖田委員さん、お願い致します。</p> <p>続きまして 013-14 の案件について説明致します。これも 3 条の有償移転になります。それで地図を見ていただきますと、場所は説明が難しいんですが、出羽地域の中に県道の 6 号線が走っていますが、その出羽川を隔てまして旧出羽の商店街がありますが、それからもう 1 本上に上がったところにこの地図であります####さんとか##、####さん、その前の道路になります。それでこの地図で 4 カ所の、この度の移転の農地が出ておりますが、この****さんとありますが、これは今回の譲渡人の▽▽さんのご実家になります。それでこの**さん宅は現在もう誰も住んでおられませんで、▽▽さんも岡山の方へ嫁いでおられまして空き家状態となっております。それで今回先程の、13 の案件の時にも言いましたが**さんの、▽▽さんの方から****さんの方に家屋、それから農地の方をどなたかに管理していただける方があったら言っていただけないだろうかということ****の方に言われまして。****の方でいろいろ探されましたが地元になかなかおられませんで、ここに譲受人の▼▼さんとありますがこの方は関西の方からこちらの方へ引っ越してこられる予定で、ここ今住所は三日市になっていますがまだ、現在は三日市の方にまだ来ておられません。それで今回聞き取りは同じく 10 月 19 日に推進委員の和田保人さんと一緒に****の社長の**さんの方にお聞きしました。それで本人、この▽▽さんとも▼▼さんとも私は会ってませんのでほんと正確なところは分かりませんが、仲介人の**さんと話をさせていただいた形で今回説明をさせていただきます。チェックシートも見ていただきましたが、これに問題はないように思います。それで耕作は、▼▼さんは現在やっておられませんがこちらへ来られたら草刈り、それから営農に必要なものは隣におられる、住んでおられる##さんの方から借りられて耕作はされるという風に聞いております。で、農地的には確認をさしてもらいましたが家から近いところに 3 枚、それから一カ所少し離れてますがもう一カ所、草刈り等で耕作は出来るように思いました。以上です。どうかよろしくお願い致します。</p>
議長 推 7 番	<p>はい、ありがとうございます。和田委員さん、何かございますでしょうか。特にないです。</p>
議長 推 7 番	<p>前回の時に言うのを、私うっかり忘れておりました。大変失礼しました。</p>
	<p>先月出してもらいましたよね、田の譲渡で。僕が貰いましたよね。あれがこの上の持ち主だったんですよ。それでまあ田んぼはやれるということで土地を貰ったんですが、この宅地と畑だけはこの人が貰うということで聞いております。まあ別に、いいと思いますが。</p>
議長 2 番	<p>はい、分かりました。意見質問等ありましたらお願いします。</p>
	<p>このちょっと離れたところというのが××じゃないかと思うんですけど、この何ですか、お寺ですかに尺上でちょっと被つとるんですがこの部分については特に、これはただ地図上の記入だけの問題でしょうか。</p>
事務局	<p>はい、地図上の記載の関係でこうなってるという風に思われます。ですので#</p>

11 番	###とありますが、そこの敷地には入ってないという風に考えております。
9 番	▼▼さんは**さん家に住みんさる？
議長	**さんのところに入られる。
9 番	▼▼さんはいくつくらいですか。
議長	▼▼さんは 62 才だったと思います。直接会ってないんでどんな方かというのはほんと分からないんですが。
9 番	畑が 400 m <sup>2</sup> ですか、なかなか厳しいかなと思いますが。
議長	お一方なんで、そこらもまあ会って直接話をするのが一番なんだと思いましたがまだこちらの方来られてないということで、先程言いましたけど**の社長の方と話をさせていただきます。
10 番	はい、分かりました。
事務局	これ事務局への確認なんですが、今の 13-14 の案件で畑が 3 筆と他 1 筆となつとるんですが、この他 1 筆というのはどういう意味合いですか。
10 番	すみません、この部分ですが、現況だったと思うんですがすみません、少しちよっとおかしいのがあったんで上を直したんですが、すみません下の方が修正がかからなかったという風になっております。上の、現況地目のところの修正はしたんですが、下のところの他 1 筆というところがそのまま残ってしまったという形でございます。
事務局	それではこれ、上の現況地目のところが畑 4 筆になつとるんですが、これ畑 3 筆が 4 筆と。
議長	はい。それで 418 と、修正をお願いします。
(意見、質問なし)	はい、その他ございますでしょうか。
はい、ないようですので採決に入ります。14 番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。	
(全員挙手)	はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。
5 番	続きまして 15 番にまいります。日野委員さん、お願い致します。
それでは失礼します。番号の、申請番号 013-15 番ですが、まず場所から説明したいと思います。場所は中野にあります、これちょっと地図には出とりませんけども四つ葉の里といって障害者施設の建物、愛香園、あるいは緑風園、島根養護学校があります。そして邑智郡森林組合のチップ工場がちょうどこの地図、左の地図の上に当たる位置に当たります。それから現地でございますが、西方向約 500 メートル、直線距離にして 500 メートルの位置に当たる場所でございます。先日 10 月 16 日に上田推進委員さんと共に現地確認をさせていただきました。それで今回◇◇◇◇さん、渡人の◇◇◇◇さんから譲受人◆◆◆◆さんという案件でございますが、◇◇さんお父さんが 2 年前に亡くなられて、今年まで 2 年間は自分で田んぼを起しながら自己保全管理し土手の草を刈ったりしておられますけどまあちょっと大変手間で、近くの◆◆◆◆さんの方をお願いして有償自作地で今回申請をされました。それでチェックシートに寄りまして現地確認を上田委	

議長	<p>員さんとしましたが、別に問題はないと思いますのでひとつよろしくお願いを致します。以上です。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたら、お願い致します。 (意見、質問なし)</p> <p>はい、ございませんでしょうか。ないようですので採決に入ります。15番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして17番にまいります。これは事務局でいいですか。</p>
議長 推14番	<p>はい、こちらの分ですが先月かけました議案のものでございます。場所ですが、井原の交差点から旧道の方、261の交差点がありますが、給油所がある交差点から旧道の方に下りていって、そこを日向方面の方に上がっていった途中のところになります。天蔵橋という橋がかかっています、天蔵川から流れる、天蔵川の、天蔵橋の袂の家のところになります。ここの☆☆さんと書いてある家のところの近辺の農地ということになります。所有農地4筆ありまして、そちらの方の部分になります。先日宮本委員さん行っていただきまして、問題ないという風に聞いております。すいません、先程もありましたが他2筆という他のところですが、すいませんここも2筆となっております。大変申し訳ございません、畑の方4筆で371㎡という風に修正をお願いしたいと、していただければと思っております。若干ゼンリンの地図の方見ていただきますと宅地部分にかかっているかのように見えますが、実際にはかかっていないという風に判断をしております。記載の仕方というところがございます。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。野田委員さん、何かございますでしょうか。 私も今朝現地をちょっと確認させてもらったんですが、家にかかるとる感じに書いてあったんですけど、今話をした通り場所はちょっとずれてると、地図上、ということだったんで。あと☆☆さんが亡くなつとられて、★★さんが今大阪の方から☆☆さんの家を買って入られるということを知っております。それでどうせその家を買われるなら土地付きで買って欲しい、いう要望をされたということでこういう風な申請をされていると聞いております。まあチェックシートに比べたところ、別に問題はないように思われましたのでその辺お願いしたいと思いません。</p>
議長 事務局 議長	<p>はい、ありがとうございます。この人はいくつくらいの人、買われる方。 買われる方は51才の方です。</p> <p>意見質問等ありましたらお願い致します。</p>
事務局	<p>残りの農地は誰か作りよるん。作りよってだよ、あとが2700もあつたら。</p> <p>はい、田んぼは下の、井原川を挟んだところにあるそうです。これは作つてもらっているということで聞いております。</p>
議長	<p>はい、分かりました。意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。17番の件に関しまして賛成する方の挙手を</p>

求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。

事務局

はい、失礼致します。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、今日は1件です。

申請番号014-8、農地の所在は日貫××、登記地目田、面積426㎡、申請人は〇〇〇〇、転用目的は車庫、所要面積は土地造成426㎡、車庫54㎡、農機具洗車場32㎡、転回場54㎡です。転用理由は既存車庫が県道改良事業により県道より遠くなったため新しい県道の隣接に設置する。平成16年頃設置した農道部分についても宅地の一部になる状態であるため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外済、令和元年9月25日。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上1件です。

議長

10番

はい、ありがとうございました。古川委員さん、お願い致します。

この案件は3月22日の農業委員会総会において除外申請が採択された案件になります。それで〇〇さんの方から10月7日に実はこういうことで申請を出したんでよろしく頼むというお話がございましたので、10月9日に野掘推進委員と一緒に現地を、まあそう変わってないと、前に一度確認しておりますので変わってないと分かっておるんですが念のためということで現地を見ましたけども、まあ特に問題はない。これ図面で言いますとですね、〇〇〇〇さんというお宅がございましてその前に道路があります、これが今の現状の浜田作木線です。それで斜線部分の裏側ですね、下側に今度新しい浜田作木線の二車線がずっと通ります、この今の現存の、現在の県道部分は裏を通りました新しい道路が開通すれば県道も取り込んでほ場整備をして、残土では場整備をして〇〇さんの方に返す、渡すということにどうも条件がなっとるようで。そうしますとですね、車庫が〇〇〇〇さんのところの右側の道路沿いにありますが、これがですね非常に遠回りになるんですね。それで今、新しい県道の方に、斜線でしてありますけどここから真下に出るように、県道に出るようにしたいということで本申請が出ております。まあ図面、地図をご覧くださいお分かりになりますように周辺に〇〇さん以外に農地もありませんし、××と書いてあるところも既に山林となっております。それで前が日貫川になっておりますので特にどこにも迷惑はかからんと思いますし、それからこの車庫にした部分の排水については新設の県道の道路側溝に排水するというので、県の方の了解も取られとるようでございます。それで申請事由のところには平成16年頃設置した農道部分についても宅地の一部になる状態であったため、これは気が付かずに大変申し訳なかったんですけども、これは今回の計画された時にそこが農地であったということについて顛末書が付けてありますけども、大変申し訳ないことだったということでご本人からの話もあったのですが、そういう意味で申請事由のところにそういった記述と顛末書の添

議長	<p>付ということが記載してあります。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。ございませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。014-8 番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、失礼致します。すいません、まず始めに訂正の方お願いをしたいと思えます。申請番号015-11、権利のところ、左から2番目ですが、使用貸借権とありますがすいません、賃貸借権の間違いでございますので修正の方お願いをしたいと思えます。</p> <p>それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、今月は4件です。</p> <p>申請番号015-9、農地の所在は伏谷××、登記地目田、面積2181㎡のうち96㎡、使用貸借権の設定です。渡人は▲▲▲▲、借受人は△△△△です。転用目的は太陽光発電設置の基礎部分です。申請事由は営農型太陽光発電設置のため。所要面積は土地造成はありませんので、基礎部分の96㎡、太陽光パネル430枚。この土地は第1種農地です。農用地区域内です。法第5条第2項但し書き一時転用となります。太陽光、営農型太陽光設備設置の基礎96㎡部分です。</p> <p>続きまして申請番号015-10、農地の所在は雪田××、登記地目田、登記面積918㎡です。有償の賃貸借権です。譲渡人、貸渡人は□□□□、借受人は■ ■ ■ ■ ■ ■です。転用目的は出羽川の水力発電所工事作業用施設、申請事由は出羽川発電所改装工事に伴う仮事務所、資材置き場、駐車場、トイレ等を設置して利用する、です。所要面積は土地造成918㎡、プレハブ倉庫及びトイレが48.4㎡です。この土地は第1種農地です。農用地区域内です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。これは一時転用との申請となっております。</p> <p>続きまして申請番号015-11、農地の所在は雪田××、登記地目田、面積250㎡、有償の賃貸借権の設定です。貸渡人は□□□□、借受人は■ ■ ■ ■ ■ ■です。転用目的は水力発電所工事作業用施設、申請事由は出羽川発電所改装工事に伴いクレーンを設置するため利用したい、です。所要面積は土地造成250㎡、作業高台が100㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。これも一時転用の申請となっております。</p> <p>続きまして申請番号015-12、農地の所在は市木××、登記地目畑、面積129㎡、同じく市木××、登記地目田、面積402㎡です。無償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は個人住宅、申請事由は実家が手</p>

	<p>狭になったため申請地に住宅を建築したい、です。土地造成 531 m<sup>2</sup>、個人住宅 119.48 m<sup>2</sup>、駐車場 50 m<sup>2</sup>です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。</p> <p>以上4件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは9番からまいります。椿委員さん、お願い致します。</p>
11番	<p>それでは5条の015-9、一時転用の申請についてです。先程の3条の、013-12の▲▲▲▲さんと△△△△さんとの使用貸借権の設定についてと同一の案件でございまして、基礎部分の96 m<sup>2</sup>の一時転用の申請になります。営農型太陽光発電設置についての要件はご本人よくご存知で、一時転用が3年以内であることとか、毎年収穫の報告をしなければいけないとか、3年に1回は一時転用の許可の延長を課してあることなどいろいろご存じでございまして。先程言いましたように下部の農地の方は△△さんの夫婦と農協とが相談されまして、今のところミョウガを作られる予定でございまして。▲▲さんも休みには手伝われると思いますが、お父さんの方が中心になられるかと思っております。近所の皆さんにも今回の案件は報告されております。10月17日に日高甚蔵さんと一緒に現地確認と△△さんの訪問を行っております。以上でございまして。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし)</p>
	<p>はい、ございませんでしょうか。ないようですので採決に入ります。015-9番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
3番	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして10番と11番一緒に説明の方は受けたいと思っております。細貝委員さん、お願い致します。</p> <p>それでは015の10番と11番の申請について説明させていただきます。19日に佐々木推進委員さんと行きまして現地の□□□□さんと立ち会って説明を受けながら話を伺いました。これ、ここに本田の発電所がありますけどその改修工事でございます、どうも今日聞きましたら■■■■がここの発電所を中国電力から完全中古として売って、この■■■■が買い取って新たにここで発電事業をされるという話を今日初めて伺ったて分かったんですが、そのために発電所を改修してちょっと電力を上げるような工夫じゃないだろうかということでございます。本人さんもしっかりとしたことは分かっておりませんが、そういう関係でその土地を貸していただきたいということで。図面で言いますと5条の番号10番の申請地、ここがハウスとか資材置き場に借りて転用したいということで。それから番号11番の、その下に数字がありますが、そこは現況田んぼになっておりますけども、もう発電所の水路等の関係で全然水が来るような状況ではなくて、田んぼといっても手入れがしてあっても田んぼの現況を見るんですけども田んぼを作れるような状況ではないようなことになっております。ここに発電所を改修するために大型のクレーンを設置、作って水路とかの発電所の切電の電源等</p>

議長 推2番 議長	をみなやり変えられるじゃないだろうかということで、大型の工事になるのでこの土地を賃借して、期限は大体1年間というようなことを聞いておりますので、別段問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。
事務局 議長 事務局 3番	<p>はい、ありがとうございます。佐々木委員さん、何かございますでしょうか。別にございません。</p> <p>意見質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>何か聞いとりんさる。今のこと。</p> <p>特に、同じ感じではございましたが。</p> <p>■■■■が買い取ってやるというようなのは。</p> <p>買い取ってまでやるという話はちょっと私も今聞いた。</p> <p>それははっきりは分からん。近くの人が、たまたま今日見たんで、あこいうような話だったんで。□□さんからは聞いとらん。中国電力から下請けで■■■■が受けてあげるということじゃあったんですけど、今日ちらっと中国電力が手放す話だって聞いたんで。</p>
議長	<p>分かりました。その他ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
4番	<p>ないようですので採決に入ります。採決は別々に致します。まず10番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして11番に入ります。11番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして12番に入ります。高木委員さん、お願い致します。</p>
4番	<p>015-12の件について説明をします。地図を見ていただいたら分かりますとおり、瑞穂インターからトンネルを抜けて矢上へ行くメインの道路の途中、背中には市木の小学校がある部分です。▽▽さんは長年お店をやっておられます。ちょうど道路を挟んだ反対側に土地をお持ちだということなんですけども。▼▼さんは▽▽さんの息子さんに当たります。今####の校長先生をやっておられますね。ということで実はこの案件、旧瑞穂町時代に一度申請が出て許可、当時許可が出たことがあるようです。ただその時には計画倒れでそのまま期限を過ぎましたので元の形に戻っているということらしいです。まあ今回は息子さんも年を迎えておりますので間違いなからうかと思えます。以上よろしくお願い致します。</p>
議長 事務局 4番	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>5条申請は期限はある。ないと思って、思ってますが。</p> <p>期限はないんですが、計画自体、その当時の計画と変更が。</p> <p>実は昭和63年に、ちょっとその時の許可、間取りかなんかをお持ちだったんです。見せていただいたんですが、申請が半年後が期限、ずいぶん早い期限だったんですけど。まあ完成が半年後で切ってたんですよ。それでその時の完</p>

事務局	<p>全に流れてしまって、で今度。</p> <p>多分それは完成期限の予定ということで、末とかで切られた部分だと思います。それまでに一応作りますという申請が出たので、いついつまでということで書いてあったように思います。ただ5条の申請というのは一応期限はないと、取り消しとかいうことではあるんですが、今回というかその当時出たのは車庫ということで申請が出ておりましたので、それから言いますと計画の方が変わっているということと、後は道路改良工事があと入ってますので面積、それから地番等が若干変化をしているという風に思いますので、多分ここじゃないだろうかという憶測だけで継続という、取り消してない旨というのがなかなか難しいだろうということで、今回地番も変わっておりますし出していただいたというような、それとまあ計画も変わりましたので、車庫から住宅という風に計画が変わっておりますので出していただいたというような経緯がございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。その他、意見質問等ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。015-12の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
10番	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして議案第4号、基盤強化法第19条、農用地利用集積計画の公告について、これはみなさんでご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>18の案件なんです、右から2つ目の欄なんです、賃借のところに該当すると思うんですが10a当たり、その下の3.041という表現がありますがこれが何を意味するのかがちょっと分らんのですが。</p>
事務局	<p>コンマで、3041円。なかなか見えにくいかもしれませんが、申し訳ございません。</p>
9番	<p>それは細かい数字には何か根拠があるんですか。</p>
事務局	<p>この面積の、多分割り戻しです。この面積でいくらというのがありましたので、それから割り戻した形がこの金額ということです。</p>
議長	<p>その他よろしゅうございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それでは議案第4号、基盤強化法第19条に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>議案第5号、農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について、事務局よりお願い致します。</p> <p>はい、失礼致します。議案第5号、農地法第2条の規定による農地以外の土地の証明について。今月は3件です。</p> <p>申請番号4、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積55㎡、申請人は◇◇◇◇です。申請事由は昭和50年頃まで貸地として耕作されていたが返還を受け</p>

	<p>てからは労力がなく放置していた、です。</p> <p>続きまして申請番号5、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 1007 m<sup>2</sup>、同じく中野××、登記地目畑、面積 333 m<sup>2</sup>、同じく中野××、登記地目畑、面積 275 m<sup>2</sup>、申請人は◎◎◎◎です。申請事由は昭和 55 年に相続して以降、現在に至るまで 30 年以上管理が出来ていない、です。</p> <p>続きまして申請番号6、土地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 158 m<sup>2</sup>、申請人は◆◆◆◆、申請理由は昭和 48 年頃まで耕作していたが高齢となり耕作できなくなったため、です。以上3件です。</p>
<p>議長 2 番</p>	<p>はい、ありがとうございます。2条の4番6番は地続きだと思われまして、一緒に説明を受けたいと思います。植田委員さん、お願い致します。</p> <p>そうしましたら農地法の2条に関係する農地でない土地の証明ということで番号、申請番号4番と6番について説明を致します。所有者はそれぞれでございますが場所的に一緒ですので、内容については重複致す関係上一度について報告させていただきます。この関係につきましては10月18日に森脇推進委員さんと現地の方へ出向いて調査致しました。近隣の方、もしくは担当の方と話をして確認を取っております。場所については地図をみていただければあれなんですけども、JA石見支店のライスセンターの裏側、もしくは農機センターの前側の位置に当たります。今回の案件につきましては以前、この説明のように畑として耕作されておりましたが諸事情で耕作が出来ずに現在は竹、立木、笹、それやら雑草等が繁茂して、とても原状復帰というのは非常に難しい状態ではないかと感じております。まずこの今回の申請の経緯につきましては、この地図を見ていただければ、この申請地の左側につきましては****がございまして、この今回の申請の左側につきましては****の公園等がちょっと高台のところのところにございます。それからちょっと下ったところの位置にありまして、今後、これは聞いたところですけども、**の方へ寄付したいというようなこととございまして、まあ管理がなかなか自分では出来ないということから、**に一带の管理をしていただきたいというようなことで申請を出されたということ聞いております。よろしくお願いを致します。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようですので4番から採決に入ります。4番に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして6番に入ります。6番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
<p>5 番</p>	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして5番に入ります。日野委員さん、お願い致します。 それでは農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について説明致しま</p>

す。申請番号の5番でございますが、ちょっと場所から説明したいと思います。場所はですね、地図を見ていただきますと左の地図の上に当たるところが261号線、井原の皆井田というところに農業共済組合の事務所がありますが、それから、この信号から浜作線、矢上方面に向かって約1キロくらい上ったところの左側に位置する、中野地区横見という部落でございます。現地確認でございますが、上田推進委員さんと10月16日の夕方行っております。そして◎◎さんと連絡が付きませんでしたのでこの地図の前にあります☆☆☆☆さんという方にちょっとお話を聞かせていただいています。お母さんが7年前に亡くなられ、そして息子さんも早く14年前に亡くなられたそうです。そして現在、斜線のところがありますが、長方形の敷地があります。そこに家があったんでございますが2年前に娘さんの◎◎◎◎さんが解体をされたそうでございます。そしてそこに現在☆☆さんがハウスを建てて、野菜苗をそこで作っておられました。そして今回申請を出されておられます現地の確認を致しましたところ、かなりの大きな落石、あるいはクズハカズラがかなり付近を覆っておりますととても復旧して畑には戻すことは出来ない状況でした。ので今回◎◎◎◎さんがこの申請を出されておられるということでございました。ということをお聞きをいたしました。のでひとつ、この案件についてよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。  
(意見、質問なし)

はい、ございませんでしょうか。ないようですので採決に入ります。農地法第2条の5番に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。

8番

前回ですね、第2条の関係で、申請番号3番、これがいわゆる亡くなった方が申請者になったということで、これは事務局でどがあにしとりんさるんですか。前回の、あれここに乘ってないんで。だから今回の件もまったく、亡くなった方が申請する訳ないんで。それで申請した人がおられるはずなんですか。だったらそういう風な記事を差し替えるようにせにゃあ、まともなやつに。今回あるんかなと思ってたんですが、それがなかったんで、どういう風に事務局で処理されとるのか。前回の議案書では死んだ人が申請をしたということになっとるんですが、これはありえないことではないかというのが前回出たはずなんですよ。それでその白板の方に代理人の名前を書かれたということで。本来なら今回差し替えのやつを、正式に差し替えのやつでそういう原書のをなっとらにゃいけんのですよ。これ書いたのは我々なんで、そのままほっといていい訳じゃないですよ。この議案書いうのはあれですか、記録として残ってあるものだったら差し替えてなかったらこれおかしいはずですよ。それと受付しとるんですが、死んだ人が申請をしたのを受け付けられるはずはないんですよ。そうすると受付の時点でもミスもある訳ですよ。それか受付はまともにやつとったけども議案書の作成の段階でこがあなデタラメになっとったんか。どう考えたってね、チェックしてないんですよ。

事務局	<p>申請人の方につきまして、申請書につきましては管財人の先月書かさしていた、管財人のお名前で申請は出ております。</p>
8 番	<p>だから死んだ人が申請出来る訳もないし受付も出来る訳もないわけですよ。だったらそういう間違いをしたんだったらまともな議案書に差し替えるのが当たり前ですと私は言っとるんですよ。だから今回最初に差し替え分ですと出ると思ったんです。まったくそれが出ていない。お前ら書いて帰れやと、正しいのはこうだよと、後ろに書いてやっただろと、こういうまあ話にはならんのですよ。これ大切なもんだと思うんですよ、議案書に寄って審議する訳ですから。死んだ人間の申請をしてきたと、ありえんことですよこれは。だからちゃんと差し替えろと。これどうするん、議案書というのは残るもんですか。これいらんもんですか。もう審議が今日終わったらいらんのです、これ。</p>
事務局	<p>残りますので。</p>
8 番	<p>残るんだったらちゃんと当たり前のものに、まともなものに差し替えんといけんでしょう。</p>
事務局	<p>分かりました、修正したものを至急持って上がります。</p>
8 番	<p>ちょっと、ついでにいっちゃあおかしいですが、どうも今年度からちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。これらの審議の中身についても、例えばこんなこと言いますけども、まともに受付をされたものなのかどうかという風な審議をですね、そこまで我々がやらにゃあいけん。で、議案書がこれまともなのか、きちとなつとるんかいうそこまでやらにゃあいけん。そういう風なのはなかったと思うんですよ。ちゃんとまともな案件として審議をするということで議案書が出とって、それでやったと思うんですよ。で今回からそれが、そういうところまでやるとなるならそういう感じでやらにゃあいけんのですが。ちょっとあまりにも酷すぎますよ。今回の場合は受付と、受付た場合の議案書に載った内容が違う訳でしょう。これ完全に違う訳ですよ。死んだ人から申請なんか受ける訳ないわけですから。代理人が来てやったんなら代理人が来たいうことをちゃんと議案書の中に書いてなきやいけん。だから受付の再チェックもやらにゃあいけん、議案書の再チェックもやらにゃあいけんというのが今年度の農業委員会のやり方ですか。そういう風になつとるいうことになればそういう風にやらにゃあいけんでしょうけども。ちょっとね、あまりにも酷すぎるんですよ。特にね、議案書をチェックされていない。これまあわあわあ言いますが、私が扱った関係の案件にしましても、保留にした案件がずれてそのまま出とったでしょう、指摘しましたけども。もうちょっと、審議するのに大事な資料ですから、もっとチェックをですね、もうすこし厳しく当たり前にやってもらえば、そういうことはないと思います。以上です。</p>
議長	<p>これは、誰が申請したいというのはないんかね。元の台帳には。</p>
事務局	<p>元の台帳は☆☆☆☆さんですので、申請されたのは管財人の方から書類は出てきておりますので、ここにはちゃんと書きたさなきやいけんものだと思っております。</p>
議長	<p>備考欄に書くん。</p>

事務局	<p>申請人のところに書き足しでいくのが正解だと思いますので、この部分、先月の案件が、☆☆さんの部分が3件くらいあったと思いますので、そこの部分修正をしたものを持ってあがらせていただきたいと思います。</p>
10番	<p>前回の総会では3条が1件と、4条が1件、2条が1件、いずれも亡くなった☆☆☆☆さんの名前で申請人のところに記載があるけえね。</p>
事務局 議長	<p>そこ、すべて3カ所、直して持ってまいります。 まあ、玄羽さん非常に厳しい言葉で言われましたけども、一応送付する前には再度チェックをしていただいて、それから送付する形で厳密にやっていただきたいという風に思います。かなり、玄羽さんは厳しい言い方をされましたが、まあそういうことでございます。</p>
事務局 議長	<p>大変すいませんでした。 それでは議案第6号、国土調査法における地目認定について。これは説明をしませんので皆さんでご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。</p>
事務局 議長	<p>地籍の錯誤いうて、訂正ですかね、地籍の錯誤、これは結局今まで地籍が済んだところを直している解釈じゃないんかな。どういうことなんでしょうか。地籍の錯誤いうことは、まあ間違っとするけえ直しましょうということなんでしょうが、最初やっと思った地籍そのものが違っと思ったということなんでしょうか。よく分かりませんか。もし分かれば。次回でもいいですよ。</p>
事務局 議長	<p>では地籍係の方に確認を。多分読み取るには地目、それから面積が変わった場合が地籍錯誤という標記の仕方という風に読み取れるのかなと思いますが、ちょっと確認はしておきます。</p>
議長	<p>その他ございますでしょうか。 (意見、質問なし)</p>
事務局 議長	<p>はい、ないようでしたら議案第6号、国土調査法における地目認定について、よろしゅうございますでしょうか。</p>
事務局 議長	<p>それでは地目変更については了解をすることにしておきます。</p>
事務局 議長	<p>農地法関連報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。これはみなさんでご覧になって意見質問等ありましたらお願いします。</p>
議長	<p>(意見、質問なし) はい、よろしゅうございますか。 その他の方に入ります。</p>
事務局 議長	<p>(その他)</p>
事務局 議長	<p>(1) 人農地プランの実質化へ向けた取組について (2) 新規就農者等サポートチームの活動日程について (3) 事務連絡 (4) その他</p>

次回の総会は、11月21日（木）13：30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印